

お客様各位

2018年5月31日
北興化学工業株式会社

変更登録のお知らせ

平素より弊社製品をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

此の度、2018年5月30日付で下記農薬の適用が変更登録されましたので、お知らせ致します。

農薬名

第4991号 ホクコースミチオン乳剤

登録変更の内容

適用内容の変更

以下を変更し、別紙1のとおりとする。

- ・作物名「稲」の希釈倍数「1000倍」、使用方法「散布」に適用病害虫名「アワヨトウ」を追加する。
- ・作物名「だいず」の希釈倍数「1000倍」に適用病害虫名「マメハンミョウ」を追加する。
- ・作物名「らっきょう」に適用病害虫名「ネダニ類」を追加する。
- ・作物名「らっきょう」の適用病害虫名「アザミウマ類」の使用時期「収穫14日前まで」を「収穫7日前まで」に変更する。
- ・作物名「らっきょう」のMEPを含む農薬の総使用回数「2回以内」を「3回以内（植付前は1回以内、植付後は2回以内）」に変更する。
- ・作物名「稲」、「麦類（大麦、小麦を除く）」、「大麦」、「小麦」、「みかん」、「だいず」の使用方法「無人ヘリコプターによる散布」を「無人航空機による散布」に変更する。

使用上の注意事項の変更

「無人ヘリコプターによる散布」を「無人航空機による散布」に変更し、別紙2のとおりとする。

水産動植物に有毒な農薬については、その旨の変更

「無人ヘリコプターによる散布」を「無人航空機による散布」に変更し、別紙3のとおりとする。

変更登録後の製品情報の詳細はこちら [\(農薬製品・安全データシート\(SDS\)一覧\)](#) からご参照下さい。

別紙1【変更部分】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	MEPを含む農薬の総使用回数				
稲	コメ仔ユウ第1世代	1000～2000倍	60～150 L/10a	収穫21日前まで	2回以内	散布	3回以内 (種もみへの処理は1回以内、育苗箱散布は1回以内、本田では2回以内)				
	コメ仔ユウ第2世代 カンメ仔ユウ第3世代	800～1000倍									
	ヒメビウカ カメシ類 イネトムシ イネシガレヒンチュウ イネトモイムシ アブラムシ類 アワヨトウ	1000倍									
	イネモグリバエ	1000～2000倍									
	イネモグリバエ	2500倍									
	フタホヒコヤカ	2000～4000倍									
	イネシガレヒンチュウ	1000倍						—	は種前	1回	6～72時間浸漬
		100倍									専用の種子消毒機を用いて乾燥種粒重量の3%の量の希釈液を種粒に吹付け処理又は塗沫処理
	コメ仔ユウ ヒメビウカ カメシ類 イネモグリバエ イネモグリバエ フタホヒコヤカ イネトムシ	30倍	3L/10a	収穫21日前まで	2回以内	空中散布					
	コメ仔ユウ カメシ類	8倍	800mL/10a			無人航空機による散布					
8倍											
コメ仔ユウ カメシ類	300倍	25L/10a	散布								
麦類 (大麦、小麦を除く)	アブラムシ類 アワヨトウ ムギキモグリバエ	1000倍	60～150 L/10a	収穫14日前まで	1回	散布	1回				
	ムギアカタマバエ ヒメビウカ ヒメビウカ	30倍	3L/10a			空中散布					
	アブラムシ類	8倍	800m l /10a			無人航空機による散布					
大麦	アブラムシ類 アワヨトウ ムギキモグリバエ	1000倍	60～150 L/10a	収穫7日前まで	1回	散布	1回				
	ムギアカタマバエ ヒメビウカ ヒメビウカ	30倍	3L/10a			空中散布					
	アブラムシ類	8倍	800m l /10a			無人航空機による散布					

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	MEPを含む農薬の総使用回数
小麦	アブラムシ類	250倍	25L/10a	収穫7日前まで	1回	散布	1回
	アヲトウ ムギキモガリハエ	1000倍	60～150 L/10a				
	ムギアカタマハエ ヒメトビウカ	30倍	3L/10a				
	ヒメトビウカ	8倍	800ml/10a				
	アブラムシ類						
みかん	アブラムシ類	1000～2000倍	200～700 L/10a	収穫14日前まで	5回以内	散布	5回以内(樹幹処理は1回以内)
	ハマキムシ類 サホセカイガラムシ アザミウマ類 カメムシ類 カネタキ ミカンホミタマハエ ケキスイ類 コアオナムグリ フタバラゾウムシ シロキジラミ コカカイガラムシ類	10倍				5L/10a	
だいず	マメシクイガ ダイズサヤマハエ シロイモジマダラメカガ マヒシヤムシガ カメムシ類	20倍	3L/10a	収穫21日前まで	4回以内	空中散布	4回以内
	ダイズサヤマハエ シロイモジマダラメカガ ダイズサヤマシガ カメムシ類 ウコンメカガ マメシクイガ	8倍	800 mL/10a			無人航空機による散布	
	シロイモジマダラメカガ ダイズサヤマハエ カメムシ類 マヒシヤムシガ ウコンメカガ マメシクイガ	1000倍	100～300 L/10a			散布	
	アブラムシ類	1000～2000倍					
	マメシクイガ	1000～1500倍					
らっきょう	ネギ類	1000～2000倍	—	植付前	1回	30分間 種球浸漬	3回以内 (植付前は1回以内、 植付後は2回以内)
	アザミウマ類	1000倍	100～300 L/10a	収穫7日前まで	2回以内	散布	

別紙2【変更後】

8. 使用上の注意事項

- (1) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- (2) ボルドー液と混用する場合は散布直前に行い、できるだけ早く使用すること。
ただし、その他のアルカリ性の強い農薬との混用はさけること。
- (3) ももの初期散布(5～6月)には薬害のでることがあるので注意すること。
- (4) 稲(箱育苗)のイネシנגアレセンチュウに使用する場合は下記の事項に注意すること。
 - ① 発芽期～緑化期の使用は薬害を生ずるおそれがあるのでさけること。
 - ② 軟弱徒長苗、ムレ苗などの場合は薬害を生ずるおそれがあるのでさけること。
 - ③ 土壌が極端に湿潤な場合は使用しないこと。
- (5) イネシングアレセンチュウの本田における防除に使用する場合、散布適期は出穂の頃であるので時期を失しないように散布すること。なお効果を高めるためには出穂始めとその一週間後の2回散布が望ましい。
- (6) 水稻種子の吹き付け処理の場合は、専用の種子消毒機を使用し、乾燥種籾に均一に付着するよう所定薬液を吹き付けて乾燥すること。なお処理後、長期間保存する場合には、薬液処理を行ったことを明記し、間違いないようにすること。
- (7) 本剤を本田の水稻に対して希釈倍数 300 倍で散布する場合は、所定量を均一に散布できる乗用型の速度連動式地上液剤少量散布装置を使用すること。
- (8) クワゾウムシに対しては成虫が桑樹に集まる4月下旬から6月頃に散布すること。成虫の活動は長期間にわたるので発生状況に応じて追加散布すること。
- (9) かきのミノガ類に使用する場合、幼虫が大きくなると効果が劣るので若令幼虫期に時期を失しないように散布すること。
- (10) 果樹のカメムシ類に対しては発生に応じて所定使用回数以内で繰り返し散布すること。
- (11) 本剤は自動車、壁などの塗装面、大理石、御影石に散布液がかかると変色する恐れがあるので、散布液がかからないよう注意すること。
- (12) 本剤を空中散布及び無人航空機による散布に使用する場合は次の注意を守ること。
 - ① 散布薬液の飛散によって他の動植物(特にあぶらな科作物、桑、さといも、ソルゴ等の農作物、養蚕、養蜂)に影響を与えないよう散布区域の選定に注意すること。
 - ② 水源池、飲料用水、養殖池等に本剤が飛散流入しないように十分注意すること。
- (13) 本剤を空中散布及び無人航空機による散布に使用する場合は更に次の注意を守ること。
 - ① 散布は各散布機種 of 散布基準に従って実施すること。
 - ② 少量散布(8倍液)の散布には、微量散布装置以外の散布器具は使用しないこと。
 - ③ 無人航空機による散布にあつては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
 - ④ 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
 - ⑤ 特定の農薬(混用可能が確認されているもの)を除いて原則として他の農薬との混用は行わないこと。
 - ⑥ 散布終了後は次の事項を守ること。
 - a) 使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
 - b) 使用残りの薬液は必ず安全な場所に責任者をきめて保管すること。
 - c) 機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。

- (14) なしの早生赤種、りんごの旭及びその近縁種には薬害のでることがあるので使用はさけること。
- (15) 本剤を希釈倍数250倍で散布する場合は、少量散布に適したノズルを装着した乗用型の地上液剤散布装置を利用すること。
- (16) 宿根かすみそうに使用する場合、開花期には薬害を生じることがあるので、この時期の使用は避けること。
- (17) あぶらな科作物には薬害を生ずるおそれがあるので、付近にある場合にはかからないように注意して散布すること。
- (18) ひのきに対しては個体によって落葉、枯損にいたるおそれがあるので、付近にある場合にはかからないように注意して散布すること。
- (19) ほうれんそうに使用する場合、幼苗期には薬害を生ずるおそれがあるので注意すること。
- (20) 牧草地に散布した場合は、散布直後の放牧はさけること。
- (20) まめ科牧草のアルファルファゾウムシに使用する場合は、幼虫発生期～成虫発生初期に散布すること。なお、防除適期等については病虫害防除所職員等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- (22) かんきつのみかんツボミタマバエ防除に使用する場合は、成虫の発生初期に樹冠部及び主幹部を中心とした樹の内部、樹冠下の地表面に散布するのが効果的である。
- (23) 芝のコガネムシ類幼虫に使用する場合は、散布液が土壌中に十分しみ込むようジョロ等で1㎡当り3Lを散布すること。
- (24) フラーバラゾウムシに使用する場合は、植物防疫所、病虫害防除所等関係機関の指導のもとに実施する。
- (25) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤をはじめて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、普及指導センター、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- (26) 蚕に対して影響があるので、給桑を予定している桑葉にはかからないようにすること。
- (27) ミツバチに対して影響があるので、以下のことに注意すること。
 - ① ミツバチの巣箱及びその周辺に飛散するおそれがある場合には使用しないこと。
 - ② 受粉促進を目的としてミツバチ等を放飼中の果樹園等では使用をさけること。
 - ③ 関係機関（都道府県の農業指導部局や地域の農業団体等）に対して、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農薬使用に係る情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。

別紙3【変更後】

10. 水産動植物に有毒な農薬については、その旨

- (1) 水産動植物（魚類）に影響を及ぼすので、養魚田では使用しないこと。
本剤を使用した苗は養魚田に移植しないこと。
- (2) 水産動植物（甲殻類）に影響を及ぼすので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。
- (3) 空中散布または無人航空機による散布で使用する場合は、河川、養殖池等に飛散しないよう特に注意すること。
- (4) 散布後は水管理に注意すること。
- (5) 使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使いきること。散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。

以上